

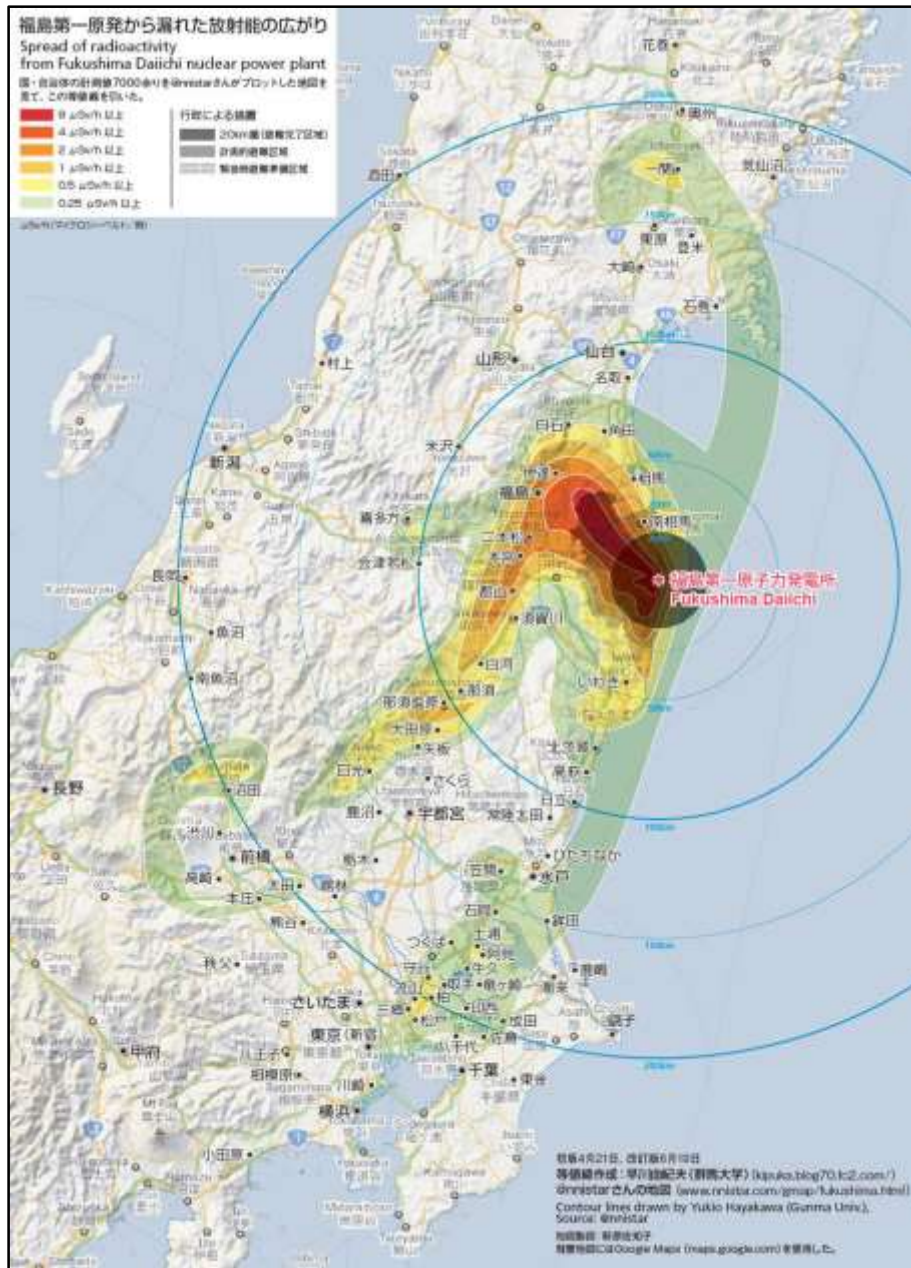
南相馬・避難勧奨地域の会  
事務局長 小澤洋一

# 特定避難 勧奨地点とは…

**個別の世帯ごとに指定**

避難指示区域には該当しなくとも局地的に放射線量が高い地域が存在したため、**国（原子力災害現地対策本部）** は世帯ごとに避難を勧奨しました。

委託先の電気事業連合が  
デタラメな放射線測定を  
しました。それを容認し  
た**国（原子力災害現地対  
策本部）**によって**地域住  
民の分断**が生じました。



# 特定避難勧奨地点 が解除された時期

- ◇ **伊達市・川内村**の場合：2012年12月  
賠償の打ち切り：解除3ヶ月後
- ◇ **南相馬市**の場合：2014年12月28日  
賠償の打ち切り：2015年 3月31日

# 特定避難勧奨地点 指定解除の理由

年間**20ミリシーベルト** (毎時3.8 $\mu$ Sv) 以下での

**健康被害は考えにくい**

- 国際的な基準は、年間1ミリシーベルト
- 指定と解除の基準を同じにしている
- チェルノブイリ事故では、年間1mSv (妊婦や子どもものいる世帯は年間0.5mSv) 以上で避難の権利
- 土壌汚染はチェルノブイリの基準を凌ぐ



# 議論は十分尽くした

- 南相馬市長・地域の行政区長・地域の住民は誰も了承していない
- 2014年12月21日（日）午前7時 NHKニュース冒頭で安倍政権が

、  
一方的に「本日解除通告」と報道  
優柔な現地対策本部を援護射撃！

# 福島県南相馬市に おける特定避難勧 奨地点の解除 について

平成27年4月17日

原子力災害現地対策本部

1.本日、福島県南  
相馬市の特定避難  
勧奨地点等の住民  
から、同地点の解  
除に関して提訴が

2.南相馬市の特定避難勧奨地点の解除については、市による除染の結果、指定時と比較して線量が大幅に低下し、国際的・科学的知見を踏まえて平成23年12月に原子力災害対策本部で決定された要件である、年間20mSvを十分に下回る状況になっていることを確認の上行っている。

3.解除に当たっては、丁寧に住民の理解を得るべく、昨年10月と12月に計4回、住民説明会を行ったほか、

●高木本部長以下、国の職員による戸別

訪問

- 線量不安に対する相談窓口の開設
- 敷地内の線量測定及び清掃

4. 今後も南相馬市の  
本格復興に向けて、  
政府をあげて全力で  
取り組む。

# 理不尽さに怒りの南相馬住民が行政 訴訟

2015年4月17日、国の一方的な解除は無効だとして原告206世帯808名が東京地裁に国を提訴



# 被害者を生活 苦に追い込む 帰還政策



**自主（自力）避難者の住宅支援（家賃補助）は、2017年3月に打ち切り予定。その後は、やむなく汚染地帯に帰還するか、避難先に留まって自力で家賃を支払うこととなります。**

## 2020年のオリンピックで国威発揚

強制避難指示があった住民でさえも、2018年3月には補償が打ち切られ、原発事故はなかったことにされます。理由は2020年のオリンピックのためであり、フクシマの住民が、またもや放射能被ばくの犠牲者になります。

人工放射能による追加の  
被ばく限度は  
年間1ミリシーベルト

福島県南相馬市原町区馬場地内

2015年11月17日  
5 cm 深さの土壌  
1,696,000 Bq/kg  
96,100,000 Bq/m<sup>2</sup>

